「共通申込システムに係る保守及び改修等業務（令和９～１０年度）」の契約事前確認公募要領

令和8年11月16日
独立行政法人　中小企業基盤整備機構
広報・情報戦略統括室長　佐々木 健

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請する。

1.　当該招請の趣旨

中小機構では様々な支援業務を実施しているが、業務フローが事業部毎に独立しているため機構全体で顧客情報の一元的な管理やデータ活用が十分に行えていなかった。DX を推進するにあたり、顧客の利便性に資するだけでなく支援対象の拡大に繋げることを目的とし、支援業務の入り口となる部分をシステム化、顧客情報を管理できる「共通申込システム」を令和４年度に開発、令和５年６月から運用を開始している。本業務は、共通申込システムの機能改修や安定的なサービス提供を目的としたものである。

公募確認の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、現行請負事業者との契約手続に移行する。一方で、応募要件を満たすと認められる者が存在した場合は、現行請負事業者と当該応募者で、総合評価落札方式に基づく一般競争入札の請負業者選定に移行する。

2.　業務概要

（１）　業務名

共通申込システムに係る保守及び改修等業務（令和９～１０年度）

（２）　業務期間

令和9年4月1日（予定）～　令和11年3月31日

ただし、国の予算措置の状況に変化が生じた場合は、令和９年度末で契約を終了することがある。

（３）　履行場所

原則として請負事業者のオフィスとし、リモートアクセスによる業務を行う。但し、施錠管理・入退室管理等セキュリティが確保されたスペース内の専用ＰＣからセキュア通信することを前提とする。なお、個人情報及び企業情報を多数扱っているため経済安全保障の観点から作業場所は日本国内に限るものとする。

（４）　業務内容

本業務では、共通申込システムの改修・保守を行うことを目的とし、以下の業務について調達を行うものである。

・アプリケーション改修・運用・保守
・ソフトウェアライセンス保守
・現行事業者からの引継ぎ
・次期事業者への引継ぎ

3.　応募要件

（１）機構の契約事務取扱要領第２条及び第３条の規定に該当する者ではないこと。

※中小機構の契約事務取扱要領については、次のURLを参照のこと。
https://www.smrj.go.jp/procurement/bid/contract/index.html

（２）中小企業基盤整備機構反社会的勢力対応規程（規程２２第３７号）第２条に規定する反社

会的勢力に該当する者ではないこと。

（３）令和７・８・９年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等：情報処理」「役務の提供等：ソフトウェア開発」「役務の提供等：その他」の、「Ａ」「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされた者であること。

（４）品質管理体制について、ISO9001基準、CMMIレベル３以上又はそれに類する同水準の品質管理体制を有していること。

（５）ISMS認証、ISO/IEC27001認証、JISQ27001認証、プライバシーマークを取得していること、又はこれらと同等水準の社内体制を整備していること。

（６）調達仕様書「８．業務従事者の能力・経験」に定める能力・経験を有する業務従事者を配置し、全ての専門技術に対応できる体制を確保すること。情報システム開発又は保守プロジェクトの責任者として、プロジェクト計画の作成、必要な資源の調達、体制の確立及び予算・納期・品質等の管理を行い、プロジェクトを円滑に運営した実績を有する担当者を配置できること。

（７）当該業務に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

（８）中小機構または経済産業省発注契約に係る補助金交付等停止措置の対象業者でないこと。

（９）現在、機構の専門家として業務委託契約を締結している者又は専門家が役員等に所属する法人に該当する者ではないこと。

（１０）過去３年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。

※応募要件に関して不明な点などがあれば、４．手続き等に記載の担当部署まで問い合わせること。

４．手続き等

（１）　担当部署

応募先および問合せ先

独立行政法人　中小企業基盤整備機構　広報・情報戦略統括室　総合情報戦略課　津田

住所：〒105-8453　東京都港区虎ノ門3-5-1　虎ノ門37森ビル　7階

E-mail：tsuda-r@smrj.go.jp

※受付時間　10:00～18:00　月～金曜日（祝祭日を除く）

（２）　参加意思確認書の提出期限、場所および方法

期限：令和８年 12 月７日　16 時 00 分

場所：（１）に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る）又は電送（メール）

【提出書類】

①　参加意思確認書（様式１）

②　資格決定通知書（全省庁統一資格）写し

※新たに入札参加資格を得ようとする者であって申請を行ったものの、参加意思確認書の提出期限までに資格決定通知書の交付を受けていない場合は、申請書類（写し）を提出してください。

※提出書類に関して不明な点などがあれば、上記の担当部署まで問い合わせすること。

（３）　資料の閲覧

現在運用中の共通申込システムの設計書等の閲覧を希望する場合は、令和８年11月27日18時00

分までに（１）の担当部署へメールで申し込むこと。

5. その他

（１） 手続きにおいて使用する言語および通貨は日本語および日本国通貨に限る。

（２） 一般競争入札（総合評価方式）による公告を行うことになった場合、その旨後日通知する。

（３） 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

（４） 独立行政法人中小企業基盤整備機構情報セキュリティ管理規程（規程１９第６５号）を遵守すること。

以上